

イ 外部の関係機関との情報共有

警察署や消防本部、社会福祉協議会等の関係機関・団体と情報を共有する場合は、個人情報の取り扱いに関する覚書を交わす等により、個人情報漏洩防止の徹底を図る。

② 県との患者情報共有

ア 県からの患者の個人情報の提供

市内において患者が発生した場合及び在住者が感染した場合に、市は具体的な感染拡大防止対策や患者本人への支援を実施するため、より詳細な情報が必要となるので、県より関係する患者の個人情報（氏名、住所、学校・事業所名、症状等）の提供をうける。

イ 県への情報提供、弱者情報の一元化

市は、災害時要援護者情報など、県が持たない住民情報を豊富に有していることから、受け取った患者情報をもとに、感染拡大防止上必要な情報に限り、県へ提供する。また、県より在宅患者の生活支援、訪問等の協力を求められた時は、患者情報を県より提供を受けるとともに、訪問等によって収集した情報等を県に提供し、対策への反映を図る。

ウ 患者発生施設への情報提供

(ア) 患者等の個人情報の提供

県と協力して、感染拡大防止のため、患者発生施設等に対して、濃厚接触者対策や施設の休業等の感染拡大防止策の実施などの協力を求めることがある。その際には、必要な範囲に限り、患者発生施設等に対し、所属する患者の個人情報を提供する。

(イ) 施設に対する協力要請と個人情報保護の徹底

県と協力して、濃厚接触者対策の際に、患者発生施設の管理者等に対して、患者の行動範囲、部活動状況、交友関係等の情報提供等を求める必要がある。その場合、管理者等に協力を要請する内容を十分説明したうえで患者の個人情報を提供する。また、患者や濃厚接触者に対する対応方法や、患者の個人情報の取り扱いに関するガイドラインを示すなどの方法により、患者に不利な取り扱いがなされないよう徹底する。

エ 報道機関に対する情報提供

大規模な感染症対策には、市民に対する情報提供が重要な対策となることから、より迅速で正確な情報提供に努める。患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校・事業所名や、患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止上の必要性和、学校・事業所や医療機関、地域等に対する影響の大きさを慎重に比較衡量して対応する。

VI 社会全体で取り組む危機管理としての対応

新型インフルエンザウイルス（H5N1）が大流行した場合、多数の患者・死者が発生し、社会機能の維持が困難になると考えられる。そのため、新型インフルエンザ対策については、単なる感染症対策ではなく、社会全体で取り組む危機管理としての対応が求められている。

国としては、発生時には内閣総理大臣を本部長として全ての国務大臣からなる対策本部を設置し、内閣官房のもとに厚生労働省などの省庁が連携して対策に当たることとしており、兵庫県も、防災部局が取りまとめ、健康福祉部などの各部局が主体的に参画する全庁的な危機管理体制のもと対策に当たることとしており、本市においても、企画総務部危機管理室が取りまとめ、健康市民部などの各部局が主体的に参画する全庁的な危機管理体制のもと関係機関・団体及び市民とともに社会全体で取り組んでいくこととする。